

『栄花物語』の描く二后並立

— 後冷泉朝後宮の特徴に関連して —

高橋由記*

はじめに

長保二年（一〇〇〇）二月二十五日、左大臣道長女彰子（十三歳）が立后した。『栄花物語』巻六「かゞやく藤壺⁽¹⁾」には「三月に、藤壺后に立せ給べき宣旨下ぬ。中宮と聞えさす。此候はせ給をば皇后宮と聞えさす（傍線筆者。以下同）」（上P 206）と記される。中宮であった故関白道隆女定子は皇后宮（二十四歳）となり、彰子が中宮となった。一帝二后並立の初めである。

一条朝以降、鎌倉期の龜山天皇まで一帝二后並立はしばしばみられた。『栄花物語』では一条朝の皇后宮定子と中宮彰子（正編）、三条朝の皇后宮成子と中宮妍子（正編）、後朱雀朝の皇后宮禎子内親王と中宮姫子（続編）、後冷泉朝の中宮章子内親王と皇后宮寛子（続編）の四例が記さ

れる。また、後冷泉朝は皇后宮歆子を加えた三后が並立した（歆子が立后するのの際し、中宮章子内親王は皇太后宮に、皇后宮寛子は中宮になり、歆子が皇后宮となった）。

小論では、『栄花物語』が描く二后並立の記述とその性質を追うことによって、二后が並立することの実体を考察し、後冷泉朝の後宮の特徴を明らかにすることを目的とする。

なお「中宮」と「皇后」の呼称や地位の問題は、先学諸氏による御論考があり、橋本義彦氏は「中宮も、その身位（后位）を表わす正式の称谓は「皇后」であり、「中宮」という后位が別にあるわけではない」とされる。⁽²⁾「中宮」「皇后（宮）」と呼び分けられていても身位的にはどちらも「皇后（宮）」であるとのことであるが、小論では『栄花物語』における呼称をもとに考察することにする。

一 一条朝の二后並立—皇后宮定子と中宮彰子—

立后に際し、キサキ⁽³⁾はあらかじめ内裏を退出し、退出した里邸などで立后当日に「本宮の儀」を行う。彰子も立后のために内裏を退出した。

『栄花物語』巻六には「たゞむ月に藤壺まかでさせ給べくて、土御門殿いみじう払ひ、いとゞ修理し加へみがゞせ給。かくて二月に成ぬれば、一日比に出させ給」（上P 204）と記される。彰子が退出したのは二月十日で、退出先も道長の土御門殿ではなく源奉職宅だったが（『権記』）、彰子退出から二日後の二月十二日に中宮定子が内裏に入った。『栄花物語』は

かゝる程に、内渡つれづれに覺されて、「此ひまにいかで一宮（＝敦康親王）見奉らむ」と思食ど、万つゝましようて、えの給はせぬに、

殿（＝道長）、「此比こそ一御子見奉らせ給はめ」と奏せさせ給へば、いとく嬉しく覚しめされて、院（＝詮子）にも聞えさせ給へば、中宮（＝定子）参らせ給べき由度たびあれど、つゝまじうのみ思食に、まめやかに院も申させ給へば、おぼしたゝせ給。帥殿（＝伊周）なども、「などか。宮見奉らせ給はむに、いと御心ざしこそまさらせ給はめ。おろかなるべきやうなし」など定させ給て、そきたちて二月つごもりに参らせ給。（上P204）

と道長や詮子の勧めもあって定子が参内したと記す。『御堂関白記』⁽⁴⁾長保二年（一〇〇〇）二月十一日条には定子参内に対して「又中宮（定子）参内給、神事日如何」と不快感を記しているから、『栄花物語』の記述がどこまで信用できるのか定かではないが、とにかく定子が内裏を退出したのは前年六月十四日のことだったから、およそ八か月ぶりの参内であった。定子が参内している間の二月二十五日に彰子が立后し中宮となり、中宮だった定子が皇后宮と呼ばれるようになったことは前述の通りである。そして「三月卅日に出させ給も、哀に悲しき事多く聞えさせ給て、御袖も一ならずあまた濡れさせ給」（上P206）とあるように、参内から一月半ほどで三月二十七日に定子は退出する。中宮となった彰子が参内するのは「中宮は四月卅日にぞ入らせ給。其御有様推し量るべし」（上P207）とあるように四月七日のことだった。定子参内は、まさに彰子退出の「ひま」を縫ったものだったといえる。

巻七「とりべ野」の冒頭は「かくて八月ばかりになれば、皇后宮にはいと物心細くおぼされて、明暮は御涙にひぢて、あはれて過させ給」（上P213）と、出産を控えた定子の心細い心情が記されるが、『日本紀略』によると八月八日から二十七日の間、定子は内裏にいたことが確認できる。これが定子最後の参内であった。中宮彰子は皇后宮定子参内に

先立つ五月二十八日に内裏を退出し、定子退出後の九月八日に内裏に入っている（『権記』）。定子が没するのは同年十二月十六日で、定子の死によって十か月に及んだ二后並立は解消されたが、皇后宮定子と中宮彰子は入れ替わり立ち替わり内裏に入ったのであって、二人が同時に内裏にいたことはない。後見の弱い皇后宮定子は、中宮彰子退出の隙を縫うように参内し、あわただしく退出した。一条朝における二后並立は、后が二人いたことは確かだが、二人が同殿した⁽⁵⁾ことはなかったのである。

二 三条朝の二后並立―皇后宮城子と中宮妍子―

では、三条朝ではどうだろうか。

寛弘八年（一〇一一）六月十三日に一条天皇は讓位し、三条天皇（三十六歳）が受禪した。三条天皇は八月十一日に東三条院から新造内裏に入っている。八月二十三日には左大臣道長女妍子（十八歳）と故大納言濟時女城子（四十歳）が女御となった。巻九「いはかげ」には「内には、まだ誰も候はせ給はず。かんの殿（＝妍子）をぞ「参らせ給へ」とある御消息度々になりぬれど、殿の御前すがくしうもおぼしたゝせ給はず」（上P309）と、新造内裏には妍子も城子もまだ入っていないことが記される。その後、十月五日に妍子が参内し（『御堂関白記』、翌年長和元年（一〇一二）正月三日に立后のため退出、二月十四日に立后した。巻十「ひかげのかづら」には「二月十四日にきさきに居させ給て、中宮と聞えさす」（上P324）と、妍子立后を詳しく記す。

一方、城子立后は『栄花物語』巻十では

かゝる程に、大殿の御心、何事もあさましきまで人の心の中をくませ給により、内にしばく参らせ給て、「こゝらの宮達のおはしま

すに、宣耀殿のかくておはします、いとふびんなることに侍り。早うこの御事をこそせさせ給はめ」と奏せさせ給へば……(中略)……さて四月廿八日后に居させ給ひぬ。皇后宮と聞えさす。(上P 326)

と、道長の勧めにより実現し、妍子は中宮、城子は皇后宮と呼ばれたとする。史実では城子立后は四月二十七日であり、ここに三条朝の二后並立が開始した。『栄花物語』は妍子の立后後初の参内を記さないが、実は城子立后と同日であり、『小右記』に「相府立后事頗有妨遏之故也」と記されたのは周知のことである。翌長和二年(一〇一三)正月十日に妍子が懐妊のため退出し、同三月二十日に城子が参内した(『御堂関白記』。卷十には「かゝる程に、「皇后宮参らせ給へ」とあれば、如何とおぼしつゝませ給に、御心の程をや推し量りきこえさせ給けむ、殿の御前、「など皇后宮は参らせ給はぬにか。諸共に候はせ給はんこそ、よき事なるべければ、一所おはしまさんは悪しき事なり」と奏せさせ給へば、それにつけて、「猶疾くおぼし立て。大臣もかやうに」など、常に聞えさせ給へば、おぼしめし立ちて参らせ給(上P 336)と、妍子退出の折を見計らって三条天皇が城子を参内させたいと願ったことが記されている。この城子の参内は前年四月の立后後初である。服部一隆氏は円融朝の藤原皇子以降、後一条朝の藤原威子までについて、立后から入内するまでの期間を表しておられるが、それによると城子以外の后は十数日から二か月ほどで入内しており、城子だけが入内までに十一か月を要している。城子の参内が思うようにならなかったのは、三条天皇・城子ともに為政者道長を憚ったのだろう。

城子がいままで内裏にいたのか(Ⅱいつ退出したのか)は記録が残っていない。しかし、妍子が出産後に参内するのは長和三年(一〇一四)

正月十九日であり、妍子参内の前に城子は退出したのであろう。卷十一には「かくて内わたりめでたくて過ぎせ給程に、火出で来て焼けぬ。帝も宮も、松本といふ所に渡らせ給ぬ(上P 355)と、妍子参内からおよそ一月後の二月九日の内裏焼亡に触れるが、「帝も宮も」という記述には城子の姿はない。その後も三条天皇の傍らに城子の姿はない。たとえば卷十二では、城子所生の三条天皇第二皇女禊子内親王の頼通への降嫁の話が持ち上がり、三条天皇も城子も準備をしたと記される。しかしその記述を注意してみると「内には人知れぬ御用意などもありて、造物所の御調度の事、心殊に召し仰せらる。皇后宮にも、内々いみじうおぼしめし急がせ給ふを、この事いかでか漏り聞えざらん(上P 367)と、禊子内親王の父三条天皇は人知れぬ用意をし、母城子も内々に準備をしたとある。ここには三条天皇と城子とが《一緒に》準備をしたとは書いていない。おそらく三条天皇と城子は別所において、それぞれに禊子内親王降嫁の準備をしたのだろう。

さて、焼亡した内裏が完成し、長和四年(一〇一五)九月二十日に三条天皇は新造内裏に入った。『栄花物語』は「かくて内裏造り出づれば、十月に入らせ給ふ。その程の有様例の如し。「中宮入らせ給へ」とあれど、頓に入らせ給はぬ程に、皇后宮いらせ給ぬ(上P 372)と、新造内裏には妍子ではなく城子が入ったとある。城子が参内したのは十一月九日であった。以前に城子が参内してからおよそ二年半が経過している。そして、久しぶりの城子参内から十日もたたず、十一月十七日に内裏が再び焼亡した。

さて入らせ給て、日頃おはしまし渡る程に、内の御物忌なりける日、皇后宮の御湯殿仕うまつりけるに、いかゞしけん、火出で来て内焼けぬ。かゝる事はさては夜などこそあれ、昼なればいとみじうか

たはらいたく、あはたゞしき事多かり。東宮も入らせ給へりしかば、それはやがて一条院に渡らせ給ぬ。夜昼敵しう仰せられて、急ぎ造り磨きたりけるに、入らせ給て一月だになくてかゝる事はある物か。これにつけても、みかど世中心憂くおぼさるゝ事限なし。皇后宮ありて入らせ給てかゝる事のあるを、いみじうおぼし歎かせ給べし。(上P372)

『栄花物語』は失火原因に城子関係していること、通常火事は夜であるのにこれは昼であること、天皇が新造内裏に入ってから一か月ほどで焼亡してしまったこと、久しぶりに城子が参内した際の火事であったことを列挙する。三条天皇が新造内裏に入ってから二か月足らずしか経っていないこと、久しぶりに城子が内裏にいたときにおきた火事であることは確かだが、『御堂関白記』には「従南廊焼、宣陽門南方許焼」と南廊より焼けたとあり、また時刻も亥時とあるから、実際には午後九時から十一時である(『御堂関白記』『小右記』)。『栄花物語』の記述が何に依ったのか不明だから、この部分に意図的改変があったとまではいえないものの、『栄花物語』は城子ではなく城子が内裏にいた時に焼亡したことを大きく取り上げているといえる。この火事以降、三条天皇・皇后宮城子・中宮妍子はいずれも同殿することなく翌年正月二十九日、三条天皇は讓位し、二后並立は解消された。二后並立の期間は三年九か月あまりである。

三条朝の二后並立は、一条朝の二后並立に比べ期間が長い。また、城子の在所は資料が少なくはっきりしないところもある。しかし、残された記録から推定する限りにおいては、二后は一度も同殿しなかった蓋然性は高い。三条朝の二后並立も后は並び立っていたが、二后が同殿することはなかったと思われる。

三 後朱雀朝の二后並立―皇后宮禎子内親王と中宮姫子―

続く後一条朝では後宮には中宮威子しかいなかった。次に二后並立が確認できるのは後朱雀朝である。以下、後朱雀朝の二后並立について考察したい。

『栄花物語』卷三十四「暮まつほし」は、関白頼通養女姫子(二十二歳)の入内記事から始まる。

年かはりぬれば、内辺り華やかに今めかしう、御葉参り、御まかなひなど、三日の程いとめでたし。七日、式部卿宮の姫君参り給殿、居立ちせさせ給事なれば、世の中靡きていとめでたし。内より御使行経の四位少将参る。手かきの大納言の御子、今の権大納言民部卿になり給へる、子にし給へり。かたちよく華やかなる人なり。かくて参らせ給ぬれば、御使度々参りて上らせ給ひぬ。殿、上もおはします。弘徽殿・登花殿かけておはします。内は梨壺に猶おはしませば道いと遠し。一品宮は、宣耀殿・麗景殿におはしませば、承香殿の馬道より通りて上らせ給。(下P403)

姫子入内は長暦元年(一〇三七)正月七日のことで、姫子は「弘徽殿・登花殿かけて」直廬とし、東宮時からのキサキであった故三条天皇の第三皇女一品宮禎子内親王(二十五歳)は「宣耀殿・麗景殿」を直廬とした。後朱雀天皇(二十九歳)は即位後も東宮時の直廬である梨壺にいたというから、確かに姫子が直廬とした弘徽殿・登花殿は遠く、禎子内親王が直廬とした宣耀殿・麗景殿の方が近い。しかし、弘徽殿は禎子内親王が東宮への入侍時に直廬としていた場所である(『小右記』万寿四年(二〇二七)三月二十三日条・『栄花物語』卷二十八)。関白養女姫子入

内に際し、禎子内親王は自らが直廬としていた弘徽殿を明け渡すことになったのではなからうか。流布本系『大鏡』「後日物語」¹⁰⁾にある「関白殿に養ひたてまつらせたまひし、故式部卿の宮の姫君（＝姫子）、内にまゐらせたまひて、弘徽殿におはしますべしとて、かねて後の宮（＝禎子内親王）出でさせたまひしこそ、いかに安からず思し召すらむと、世の人、悩み申ししか」（P 426）という記事は、姫子入内に際して禎子内親王が内裏を退出したということではなく、直廬としていた弘徽殿を出るようになったと読めるのである。¹¹⁾関白頼通が姪に当たる禎子内親王を後見しなかったことは有名だが、天皇の在所である梨壺に近いという、もっともらしい理由によって禎子内親王は弘徽殿から宣耀殿・麗景殿に移動させられたのではなからうか。

そして「二月十余日に一品宮后に立、せ給。大夫には故中宮の大夫、権大夫には資平の右衛門督、亮・大進など皆あるべき限りなり。三月に、又式部卿宮の姫君、后に立、せ給。一品宮（＝禎子内親王）をば皇后宮、この宮（＝姫子）をば中宮と申す」（下P 403）とあるように禎子内親王は二月十三日、続いて姫子が三月一日に立后し、禎子内親王は皇后宮、姫子は中宮と呼ばれた。立后後、「中宮は程なく入らせ給ぬ。皇后宮は、入らせ給へとあれど、いかにおほしめすにか、入らせ給はず」（下P 404）と、姫子はほどなく参内し、禎子内親王は参内しなかった。禎子内親王は長らく里邸に籠もったらしいが、その頃の後朱雀天皇との贈答が『采花物語』に入っている。

五月五日、内より皇后宮に、

諸共にかけてし菖蒲をひき別れ更に恋ぢに惑ふ頃かな

宮の御返し、

方々にひき別れつゝ菖蒲草あはぬ根をやはかけんと思し

と聞えさせ給へるを、いとあはれとおほしめす。（下P 405）
当該歌は『後拾遺集』（卷十三・恋三、七・一五）・『新古今集』（卷十四・恋四・一二四〇）・『今鏡』「すべらきの上」にも禎子内親王が長く参内しなかった頃の詠として入っている。

中宮姫子と皇后宮禎子内親王は対照的で、「中宮は華々といとめでたくておはします。御有様あてにけ高くおはします」（下P 405）・「中宮には、前裁合・菊合などせさせ給て、おかしき事多かり」（下P 406）とあるように、姫子は内裏にあって華やかであったが、禎子内親王は「皇后宮にはよろづをよそに聞かせ給て、おほしめし歎く事限なし」（下P 406）と万事がよそごとであった。その後、姫子は長暦二年（一〇三八）に祐子内親王、翌年に祿子内親王を出産して八月二十八日に没し、二后並立は解消される。二后並立の期間は二年五月ほどであった。

ところで、姫子存命中、禎子内親王は参内しなかったらしい。卷三八「松のしづえ」には「宇治殿の故中宮を参らせ奉らせ給へりに、女院はやがて入らせ給はでやませ給にき。人の御もてなしにや、我御心と入らせ給はざりしにや」（下P 489）とある。禎子内親王の参内は長久元年（一〇四〇）十二月十八日に確認できるが、同日条の『春記』¹²⁾には「皇后宮此四年不参入給、已如棄置果上陽人、依故中宮（＝姫子）参入給事也、而彼宮忽然已逝給、其後内府女御（＝生子）参入、仍又遅々、而今彼女御忽有事故退出、仍此宮参入給」と、故中宮姫子の入内によって禎子内親王は長久元年（一〇四〇）までの四年間、参内しなかったとある。四年間ということは長暦元年（一〇三七）頃からということになるが、姫子が入内したのはまさに長暦元年（一〇三七）正月であった。『行親記』同年二月三日条によると、禎子内親王立后の勅使が禎子内親王の直廬である麗景殿に参った由が見えるから、このときは禎子内親王

は内裏にいたのだろう。以降、十三日に立后するまでの間に禊子内親王は退出し、長久元年（一〇四〇）十二月まで参内しなかったのだろう。

禊子内親王不参の理由は『栄花物語』が記すように、頼通による措置なのか、禊子内親王自身の判断だったのかわからないが、とにかく、皇后宮禊子内親王と中宮姫子は同殿したことはなかったといえる。

以上、一条朝・三条朝・後朱雀朝における二后並立では、三条朝において一部不確定なところはあっても、天皇と二后がそろって同殿した記録は残っていない。二后並立の期間が比較的短かったということもあるが、一条天皇の中宮彰子・三条天皇の中宮妍子・後朱雀天皇の中宮姫子は、いずれも為政者の娘（あるいは養女）であり、対する皇后宮定子・皇后宮城子・皇后宮禊子内親王は後見が弱かった。為政者の娘が立后し、后として天皇とともに内裏にいる間、後見の弱いもう一人の后はなかなか参内することができなかった。一条朝の定子や三条朝の城子のように、後見の弱い皇后宮は、中宮が退出した隙間を縫って、短い期間だけ天皇と同殿したといえよう。

また、前掲『春記』にあるように、皇后宮禊子内親王の参内が、姫子没後に入内した女御生子の退出の隙を縫ってのことであったのは、一条朝の皇后宮定子や三条朝の皇后宮城子の参内の事情に重なる。生子は『栄花物語』では父教通や祖父公任の期待を一身に背負った「后がね」であり、後朱雀天皇の寵も厚かった。しかし、頼通に阻まれて立后できなかった悲劇の女性である。後朱雀天皇の病状が重くなったとき、生子が退出しようとしたのを天皇が「今暫しの程を、近くてき、果てさせ給はで」などやうに聞えさせ給けるにぞ、とまらせ給ぬる」（下P430）と留め、一方、皇后宮禊子内親王が参内しようとしたのを「皇后宮上らせ給て見奉らせ給はんと申させ給へど、「こと人々もいかに思はん」と

仰せられて、上せ奉らせ給はず」（同）と天皇が留めたという逸話は、後朱雀天皇の寵愛は生子にあったことを語るようでもあるが、同時に生子が内裏にあって皇后宮禊子内親王が里第にいることをも示している。後朱雀朝の後宮における生子については、稿を改めたい。

四 後冷泉朝の二后並立―中宮章子内親王と皇后宮寛子―

続く後冷泉朝の二后並立は、一条朝・三条朝・後朱雀朝の二后並立とは明らかに異なる様相を呈している。関白女が後に入内し、立后したにもかかわらず、先に立后していた章子内親王が中宮のまま、関白頼通女寛子が皇后宮となったことも今までは異なるが、二后が同殿しているのである。

永承元年（一〇四六）七月十日に故後一条天皇の第一皇女一品宮章子内親王（二十一歳）が立后し、寛子は永承五年（一〇五〇）十二月二十一日に入内（十五歳）、翌年二月十三日に立后した（十六歳）。二后並立の開始である（寛子が立后したとき、章子内親王は二十六歳）。『栄花物語』卷三十六「根あはせ」によると、寛子は立后のため東三条殿に退出し、その後「かくて程もなく参らせ給ぬ」（下P447）と、まもなく参内したという。しかし、立后後に寛子が初めて参内するのにもかかわらず、章子内親王は退出していない。「殿もこの御方（＝章子内親王）の御事をば、かたじけなく心苦しう思きこえさせ給て、ありしにも変る事なく仕うまつらせ給」（下P448）と、関白頼通は章子内親王に対して以前と変わらぬ扱いをするのである。『栄花物語』ではその後、中宮章子内親王・皇后宮寛子、そして女御歛子を並記することが多くなる。その様を追ってみる。

- ①「永承六年（一〇五一）、内裏根合」中宮・皇后宮など上らせ給へり。中宮女房の装束は、たゞいと麗しく、ことさらに昌蒲の衣を皆打ちて、撫子の織物ゝ表著、よもぎの唐衣、棟の裳なり。皇后宮のは、昌蒲・棟・瞿麥・杜若など、かねして花鳥を造り、口置き、いみじき事どもを尽させ給へり。折々につけておかしき事のみ多かり。（下P 449）
- ②「天喜元年（一〇五三）七月、後冷泉天皇、高陽院ニ渡御」〔後冷泉天皇ハ〕廿日御装束すくよかに、いと麗しくて渡らせ給ぬ。いとあさまし。その夜中宮渡らせ給ぬ。皇后宮・女御殿二三日はかりありて入らせ給ぬ。（下P 452）
- ③「天喜二年（一〇五四）正月、高陽院焼亡」あさましき事は、正月八日又焼けぬ。冷泉院に、内・中宮と渡らせ給ぬ。皇后宮は、承香殿などおほしきにおはします。中宮は上の御局におはします。（下P 452）
- ④「同二月、四条殿ニ遷御」これより三月十余日に、四条宮に渡らせ給ぬ。狭く暑かはしき心地す。北対を馬道あけて、西には中宮、そなたの廊かけておはします。東には皇后宮おはします。相撲なども、清涼殿にて中宮は御覧ず。……（中略）……皇后宮は、東なる屋にて御覧ず。かくて、九月に京極殿に渡らせ給ぬ。十二月の八日又焼けぬ。あまりになりぬる事は、いふべき方ぞなかりける。内は、民部卿の三条に、女院もおはしますに渡らせ給ぬ。中宮は、権大夫の大炊御門に、皇后宮は殿に出でさせ給ぬ。（下P 453）
- ⑤「天喜四年（一〇五六）、一条院ニ遷御」一条院に冷泉院移し造らせ給て、御渡り、同じ月の廿七日。東には皇后宮、北の藤壺とおほしきには中宮、西の南によりて女御殿などおはします。（下P 453）
- ⑥中宮いとめでたく、昔より内辺りにおはしまし馴れ、人々もてつけ易くおはします。内にも、この御方の御事をばやむ事なく心苦しう思申させ給へり。皇后宮にもよき女房参り集り、華々とめでたくおはします。御覚も時世に従ふのみにあらず、いみじうおはします。……（中略）……女御殿いと重りかに故々しくおはします。五節に、女房、梅どもに、濃き打ちたる、青摺の裳・唐衣など著せさせ給へり。はした物・女房の局の人など、おかしくしたてつゝ、沓すりありく。四条大納言の名残おかしく、故ある御方と人思へり。（下P 455）
- ⑦中宮稚くより限なき御心ざしにて、人の御程、女院の同じ事生したて奉らせ給へる、様々におろかならず辱く心苦しう思ひこえさせ給へるに、御方々参らせ給へれど、更に御覧じ入れず、ものしき御けしきにもあらず、よその事におほしめして、あてにけ高く、聞しめし入るゝ御けしきにもあらねば、いとあはれに有難く思申させ給て、何事もまづと、この御方の御事をばおほしめしたり。皇后宮、さらぬだに殿おほしめさんところあれば、おろかにもてなしきこえさせ給へきにあらぬを、御心ざし浅からず、いとめでたし。御心ばへも飽かぬ所なくめでたくおはしますべし。女房なども華々とおかしう、はかなき事も故々しう、女房の仲らひにもおかしき事多かり。女御殿も、いとしめやかに心にくゝ候はせ給。かく方々に御心の暇なきやうなれど、なだらかにもてなしつゝおはします。上らせ給へど、頓にも上らせ給はず。（下P 456）
- ⑧流れて早き月日にて過ぎもてゆけば、五節に、中宮の女房、「梅鶏舌を含むで」といふ詩を装束きたり。梅の織物、香染、紅梅の紅に匂ひたるなどなり。「緑の文を帯びたり」としてしたる緑の衣著たり。殿上

人誦じなどしていとをかし。唐衣の紐などにやがてこの詩を結びたり。八重紅梅の唐衣など色々にかし。中宮ハ臨時祭上らせ給て御覽ず。皇后宮は、下の御局なるにも御覽ず。清涼殿のやうに近ければ、やがて御前のことも見ゆればなるべし。拜礼は、正月には、中宮・

皇后宮かはりく。年をかへつゝなん大饗はありける。(下P460)

⑨ 中宮・皇后宮と候はせ給て、内辺りにもあらず狭きに、さるべき折々なん、かはりくゝに物御覽じなどに上らせ給ける。女御殿、里

に久しくおはしますを、「參らせ給へ」と常にあれど、頓にも入らせ給はで、法印のものし給小野のいとおかしかなるも御覽ぜまほしくおぼしめして、渡らせ給て、心のどかに御行などせさせ給ておはします。(巻三十七「けぶりの後」下P475)

⑩ 「治暦元年(一〇六五)九月、高陽院内裏ノ法華八講」九月廿五日なり。捧物なども、御方々いみじくせさせ給。中宮・皇后宮上らせ給装束など、例のおろかならんやは。皇后宮には蘇芳の匂二襲、例のかねして菊紅葉を生し、目も及ばずめでたし。中宮には紅を皆打ちて、竜胆の二重文の表著、白き文を織りたり。……(中略)……五巻の日は、皇后宮下におはしますと、何事も向ひたるやうにて、行道などもやがて同じ事御覽じつべし。女房、今日は白き衣どもを幾つともなく重ねて押し出でたり。中々いみじくきよげに見ゆ。中宮のおはします方に向ひたり。(下P478)

中宮章子内親王と皇后宮寛子はともに行事に列席し(①・⑧・⑩)、天皇の選御にも従った(②・③・④・⑤)。キサキの在所は他資料では確認できないことも多いが、だからといって『栄花物語』の記述を疑う必要もあるまい。続編の視点が章子内親王方にあることは加藤静子氏の御

論考に詳しいが、加藤氏も述べられたとおり『栄花物語』は章子内親王のみを記すことをせず、皇后宮寛子や女御歎子とともに後宮を記すのである。それは驚くほどに徹底しているといえる。なかでも⑦の「かく方々に御心の暇なきやうなれど、なだらかにもてなしつゝおはします。上らせ給へど、頓にも上らせ給はず」と、⑨の「中宮・皇后宮と候はせ給」は印象的で、中宮章子内親王と皇后宮寛子が同殿していること、そしてそれでありながら後宮がなだらかであったことが記されている。確認してきたように、前代までの一帝二后並立の場合、天皇と同殿するのは中宮か皇后宮の一方のみで、二后が同殿したことは確認できない。後冷泉朝の後宮は、二后並立であることはこれまでの後宮と同じでありながら、その内実はまったく異なっていた。後冷泉朝の後宮は、まさに二后が並び立っていたのである。

また⑧によると、中宮章子内親王と皇后宮寛子は拜礼をかわるがわる受け、中宮大饗は年ごとに行っていたといえる⁽¹³⁾。これも前代までの二后並立ではみられないことである。

五 三后並立

中宮章子内親王と皇后宮寛子が並び立つという二后並立は、永承六年(一〇五二)二月十三日から治暦四年(一〇六八)四月十七日まで続いた。十八年二か月という長期に及ぶ並立であったことも二后が同殿していたことも、前代までの後宮と異なるが、後冷泉朝の後宮ではもう一つ、前代までと異なる点がある。治暦四年(一〇六八)四月十七日に女御だつた歎子が立后し、三后が並立したのである。

歎子が立后したのは後冷泉天皇が崩する二日前のこと、その前日の

四月十六日、頼通は関白職を弟教通に譲り、宇治に隠遁した。歎子は父教通が関白になった翌日に立后したのだった。歎子が立后したことによって、中宮皇子内親王（四十三歳）は皇太后宮に、皇后宮寛子（三十三歳）が中宮になり、歎子（四十八歳）が皇后宮となった。かつて、後朱雀天皇の寵厚かった女御生子の立后を阻んだのは関白頼通の「一人の人の御女ならぬ人の御子おはしまさぬがならせ給ふ例はまたなきこと（「一人の人」の娘でない女御で、所生の皇子女のいない人が立后するのは前例がない）」（卷三十六「根あはせ」下P430）という主張だったという。歎子は懐妊したことがあったが、皇子は夭折しており、『扶桑略記』永承四年（一〇四九）三月十四日条、「一人の人の御女」ということで立后が可能となったと考えられる。前述したように、歎子の同母姉生子が立后できなかったことは、『栄花物語』続編における重要なエピソードとして記されており、後朱雀天皇は生子へ思いと関白頼通の意向に挟まれて悩み、「凶しき御夢をのみ御覧じ」（下P430）たという。歎子立后は、『中右記』¹⁵ 康和四年（一一〇二）八月十九日条に「臨天皇晏駕之剋、忽冊為皇后」とあり、天皇が死に際して歎子を立后したことや、『同』大治五年（一一三〇）二月二十一日条に「無立后儀、只宣旨被下也」と立后の儀もなく、宣旨を下した立后であったことが記されている。通常、立后には宣旨ではなく宣命が下されるから、いかにこの立后が異例であったかがわかる。死に面した後冷泉天皇が、歎子を立后させて一帝三后並立という前例のないことを決断した背景には、生子立后を果たせなかった故父後朱雀天皇の後悔を、生子の実妹歎子の立后で少しでもやわらげたいという思いがあったのではなからうか。もちろんそこには、「一人の人」でなかったために生子を立后させることができなかった教通の積年の思いも加わっていたと思われる。

なお、『栄花物語』卷三十七「けぶりの後」は、後冷泉天皇の宇治行幸（治暦三年（一〇六七）十月五日）と、頼通と東宮（後三条天皇）の確執で幕を閉じ、続く卷三十八「松のしづえ」は後三条天皇の寵を受けた源基子の懐妊（延久二年（一〇七〇））の記事から始まっている。三年の空白の間には、治暦四年（一〇六八）の教通の関白就任・歎子の立后（一帝三后並立）・後冷泉天皇の崩御が含まれており、『栄花物語』には一帝三后並立は記述がないことを加えておく。

おわりに

『栄花物語』の描いた時代において、一条朝の皇后宮定子と中宮彰子（正編）、三条朝の皇后宮城子と中宮妍子（正編）、後朱雀朝の皇后宮禎子内親王と中宮嬬子（続編）そして後冷泉朝の中宮皇子内親王と皇后宮寛子（そして、皇后宮歎子を加えた三后並立）（続編）と一帝二后並立は四例が確認できる。『栄花物語』が記した時代の一帝二后並立の場合、次のようなことがいえる。

- ① 一帝二后並立の期間は、一条朝・三条朝・後朱雀朝は比較的短く、後冷泉朝は非常に長い。
- ② 一条朝・三条朝・後朱雀朝の場合、二后並立であっても、二后が同時に天皇と同殿したことは確認できないが、後冷泉朝では二后が天皇と同殿していた。

①は、一条朝の場合は皇后宮定子の早世、三条朝の場合は天皇の退位、後朱雀朝では中宮嬬子の早世と、二后並立が解消された理由はそれぞれ

であり、偶発的なことであつた。したがつて②が、他の二后並立とは異なる後冷泉朝の特徴といえよう。もちろん、二后並立の期間が長かつたことが、二后がともに天皇と同殿することにつながつた可能性もあるが、関白頼通の娘寛子が入内・立后しても、中宮の地位を譲ることもなく、また里邸に退出することもなく天皇の近くにあり続けた中宮皇子内親王の存在感は注目に値する。皇子内親王については稿を改めたいが、『栄花物語』に記された二后並立において、後冷泉朝の後宮は特異といえよう。

注

- (1) 『栄花物語』の本文は、松村博司・山中裕氏校注『日本古典文学大系 栄花物語』上下(岩波書店 一九六四・一一、一九六五・一〇)による。私人物に注を付したところもある。
- (2) 橋本義彦氏「中宮の意義と沿革」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 一九七六・九 所収。また、「中宮」と「皇后」の呼称や地位の問題は、芝葛盛氏「皇后中宮間題の解決」(『書陵部紀要』一 一九五一・三)、龍肅氏「中宮」(『平安時代』春秋社 一九六二・七 所収)を参考にした。
- (3) 小論では中宮・女御など、天皇の妻の意で「キサキ」の語を使い、立后したキサキの意の「后」と使い分けることにする。
- (4) 『御堂関白記』の本文は、『大日本古記録』(岩波書店 一九九一・三)による。
- (5) 小論では、同一の名称でくくれる敷地内に在することを「同殿」と呼ぶことにする。
- (6) 『小右記』の本文は『大日本古記録』(岩波書店 一九八七・一)による。
- (7) 服部一隆氏「嫡子立后に対する藤原道長の論理」(『日本歴史』六九五 二〇〇六・四)
- (8) 『御堂関白記』長和二年(一〇二三)七月二十二日条によると、三条天皇の土御門邸行幸の日時(九月十六七日)とともに、妍子参入の日時(十一月十一日)が勘申されたと記されている。しかし、『御堂関白記』には十一月十一日の記事があるにもかかわらず、妍子参入のことはまったく触れていない。『日本紀略』長和三年(一〇一四)正月二日条には「中宮依不御内裏。無饗事」とあり、同十九日に妍子は参入している。勘申された長和二年十一月十一日の妍子参入は実現せず、出産後に妍子のはじ

- めて内裏に入ったのは長和三年(一〇一四)正月十九日であろう。
- (9) 二后並立(一帝二后)が解消されるのは、天皇の退位ではなく、どちらかの后が没する時であろうが、小論では現天皇の後ということで考察する。
- (10) 流布本系『大鏡』の本文は橘健二・加藤静子氏校注・訳『新編日本古典文学全集 大鏡』(小学館 一九九六・一)による。
- (11) 嘉藤久美子氏「陽明門院禎子内親王の生涯——藤子内親王の周辺について——」(『東海学園国語国文』四七 一九九五・三)は、「禎子の御局であつた弘徽殿を嫡子に明け渡した」とする。
- (12) 『春記』の本文は、『増補史料大成』(臨川書店 二〇〇〇・二)による。
- (13) 加藤静子氏「栄花物語統篇成立に関する一試論」(『言語と文芸』七二 一九七〇・九)、『栄花物語』譚合の巻をめぐって——統篇第一部と一品宮皇子周辺(一)——(『言語と文芸』八六 一九七八・六)、『栄花物語統篇第一部と一品宮皇子周辺(二)——暮まつほし』と『根あはせ』の巻——(『言語と文芸』八七 一九七九・三)。
- (14) 中宮大饗や拝礼は、東海林亜矢子氏「中宮大饗と拝礼」(『史学雑誌』一一五 二〇〇六・一二)に詳しい。
- (15) 『中右記』の本文は『増補史料大成』(普及版)『臨川書店 二〇〇一・八』による。拙稿「皇子内親王の存在感と『栄花物語』の描写」(『大妻国文』四二 二〇一一・三 掲載予定)